

建築物エネルギー消費性能認定手数料

(建築物省エネ法第36条第1項)

(ア)非住宅部分

非住宅部分	認定申請手数料		
	技術的審査有り	技術的審査無し	
		モデル建物法	モデル建物法以外
300㎡未満のもの	9,000円	82,000円	215,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	26,000円	138,000円	347,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	76,000円	223,000円	495,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	120,000円	291,000円	610,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	152,000円	349,000円	720,000円
25,000㎡以上のもの	189,000円	410,000円	822,000円

(イ)住宅部分

一戸建ての住宅	認定申請手数料		
	技術的審査有り	技術的審査無し	
		仕様基準	仕様基準以外
200㎡未満のもの	5,000円	17,000円	33,000円
200㎡以上のもの		18,000円	36,000円

共同住宅	認定申請手数料		
	技術的審査有り	技術的審査無し	
		仕様基準	仕様基準以外
300㎡未満のもの	9,000円	31,000円	65,000円
300㎡を超え2,000㎡未満のもの	19,000円	54,000円	109,000円
2,000㎡を超え5,000㎡未満のもの	43,000円	97,000円	185,000円
5,000㎡以上のもの	76,000円	147,000円	265,000円

(ウ)その他

	認定申請手数料
複合建築物の場合の手数料	(非住宅部分の手数料)+(住宅部分の手数料)

※「技術的審査」とは…

「技術的審査」では建築物省エネ法の認定基準への適合状況について審査します。
この審査結果(技術的審査適合証等)を基に、市は認定の適否を判断します。
市への認定申請に先立って、事前に登録判定機関等の技術的審査を受けることによって、認定手数料の減額や審査期間の短縮が図れます。

※「技術的審査有り」の場合とは…

次のいずれかの書類が添付された申請は「技術的審査有り」とします。

- ①登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証
- ②適合判定通知書の写し(建築物省エネ法第12条第6項)及び
検査済証の写し(建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項)
- ③性能向上計画認定に係る通知書の写し(建築物省エネ法施行規則第3条第2項)及び
検査済証の写し(建築基準法第7条第5項第7条の2第5項又は第18条第18項)
- ④通知書の写し(都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第2項)及び
検査済証の写し(建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項)
- ⑤建設住宅性能評価書の写し(住宅品質確保法第6条第3項)
※日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は
等級5に適合している場合に限りです。
※法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、
日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は
等級5に適合していることとします。